

主に係る物包	主として器の内容物包	主として鋼製に係る物包
一の項各号に適合するこ と。	六 容器、ガスを充てんする物の押しほた及び噴射充てんする。これが容易なものに限る。これが除去されてゐるこ と。	五 着洗浄されないこと。 四 容器包装以外の物が付 けられること。 三 二 車が原則として最大積載量 車が一万キログラムの自動車 が程度の分量の物が取集さ れること。 一 他 原材料として主として 包装の素材を利用した容器 が混入していないこと。 二 二 容器包装以外の物が付 けられること。

○厚生省令第六十一号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等
に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)第二条
第五項及び第六項の規定に基づき、容器包装廃棄物
の分別収集に関する省令を次のように定める。
平成七年十一月十四日

厚生大臣 森井 忠良

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令
(厚生省令で定める行為)

第一条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の
促進等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号、
以下「法」という。)第二条第五項の厚生省令で
定める行為は、こん包とする。

(分別基準)

第二条 法第二条第六項の厚生省令で定める基準
は、次の表の中欄に掲げる市町村(特別区の存在
する区域においては、都とする。)が法第八条に
規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装
廃棄物について分別収集をして得られた物のこと
に当該物に対応する同表の下欄に掲げるとおり
とする。

附 則
この省令は、法の施行の日（平成七年十一月十五日）から施行する。
○厚生省令第一号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第十項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第十項第一号に規定する委託の範囲を定める省令を次のように定める。
平成七年十二月十四日

厚生大臣 森井 忠良
通商産業大臣 橋本龍太郎

七

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第十項第一号に規定する委託の範囲を定める省令、
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第十項第一号の主務省令で定める委託は、特定容器利用事業者以外の者が行う特定容器を製造」、
○通商産業省令第二百四号

この省令は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行の日（平成七年十二月十五日）から施行する。

理技術者試験規則の一部を改正する省令を次のように
平成七年十二月十四日
情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令
情報処理技術者試験規則(昭和四十五年通商産業省令
る。

業省令第五十九号)の一部を次のように改正す
通商産業大臣 橋本龍太郎
定める。

第一条中「およひ」を「及び」と、「データベーススペシャリスト試験」
「データベーススペシャリスト試験」

なう」を「行う」に改め、同条の表中
データベースシステムの開発に必要な専門的知識
及び技能
データベースシステムの開発に必要な専門的知識
及び技能
マイコン応用システムの開発に必要な専門的知識
及び技能

5 通商産業大臣は、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第八十二条の二に規定する専修学校において、第二種情報処理技術者試験の科目を履修した者に対しては、別に定めるところにより、第二種情報処理技術者試験の一部を免除することができる。

データベーススペシャリスト試験

一 情報処理システムに関する知識

10

二 データベースシステムの開発に関する専門的知識
三 データベースシステムの開発に関する専門的能力

データベーススペシャリスト試験

一 情報処理システムに関する知識

1

マイコン応用システムエンジニア試験	<p>二 データベースシステムの開発に関する専門的知識</p> <p>三 データベースシステムの開発に関する専門的能力</p> <p>一 情報処理システムに関する知識</p>
-------------------	---

試験	二 知識 データベースシステムの開発に関する知識
一 情報処理システムに関する知識	三 データベースシステムの開発に関する能力

する専門的
に

二 マイコン応用システムの開発に関する専門的知識
三 マイコン応用システムの開発に関する専門的能力

二 マイコン応用システムの開発に 三 知識 能力

する専門的